

令和元年度

あきる野市財政健全化審査意見書

あきる野市監査委員



あ監収第45号  
令和2年8月25日

あきる野市長  
村木英幸殿

あきる野市監査委員 影山守彦  
あきる野市監査委員 増崎俊宏

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の  
基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

## 令和元年度あきる野市財政健全化審査意見書

### 第1 審査の期間

令和2年8月4日から令和2年8月24日まで

### 第2 審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率
- 5 1から4までの比率（以下「健全化判断比率」という。）の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して計数に誤りがなく作成されているかを主眼に置き、関係書類との照合及び関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された次に示す健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等の規定に準拠して適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	12.67%	20.00%
連結実質赤字比率	— %	17.67%	30.00%
実質公債費比率	8.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	44.4%	350.0%	

※ 上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

### 第5 意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、対象とする各会計において実質赤字額がないため、比率はない。実質公債費比率は前年度と比較して0.4ポイント減少し、将来負担比率も前年度と比較して1.1ポイント減少している。

実質公債費比率について、一般会計と一部事務組合等の元利償還金の減少、社会保障関係経費の増加に伴う標準財政規模の増加により、昨年度との単年度比較においては0.9ポイントの減少となるが、当該比率は3か年平均であることから0.4ポイントの減少となった。将来負担比率が減少した主な要因としては、一般会計の元金償還現在高等の将来負担額の減少と、社会保障関係経費の増加に伴う標準財政規模の増加などが挙げられる。

令和元年度末の市債残高は、一般会計、下水道事業特別会計、秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業特別会計を合わせて約433億7千万円となった。一部事務組合への負担金支出、公共施設の総合管理をはじめとして、今後の財政運営は容易なものではないといえるが、平成30年度策定の「あきる野市行財政運営基本指針」を踏まえ、自主財源の確保に向けた取組を推進するとともに、引き続き、計画的な運営による財政の健

全化に努め、比率の縮減を図りたい。

[各比率等の解説]

1 実質赤字比率

一般会計、テレビ共同受信事業特別会計及び秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業特別会計（以下「一般会計等」という。）の実質収支額が赤字となった場合の赤字額（※1）の標準財政規模（※2）に対する比率

2 連結実質赤字比率

全会計（戸倉財産区特別会計を除く。）における実質収支の赤字額又は資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（※3）の標準財政規模に対する比率（3か年の平均値で表す。）

4 将来負担比率

損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

5 早期健全化基準及び財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めなければならない。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならない。

※1 実質収支の赤字額

繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を合算した額である。

- ・ 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

※2 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものであり、地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示す。

※3 準元利償還金

公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等である。

<参考> 健全化判断比率の推移

(単位 %)

比 率	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	7.0	7.3	7.8	8.5	8.6	8.2
将来負担比率	66.3	61.8	53.7	51.5	45.5	44.4